

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 4 日

令和 2 年 3 月 6 日 (一部追加)

令和 2 年 3 月 12 日 (一部追加)

令和 2 年 4 月 7 日 (一部追加)

令和 2 年 4 月 14 日 (一部追加)

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官 (子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」
及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について

令和 2 年 2 月 27 日付「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて (事務連絡)」を発出したところですが、問い合わせの多かった質問について FAQ にとりまとめました。

各都道府県におかれては、内容についてご了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

なお、小中高等学校及び特別支援学校の全国一斉の臨時休業の要請に伴う対応については、現時点のものであり、本 FAQ でお示ししている内容に変更がある場合には、改めてご連絡します。

【FAQ 照会先】

内閣府 子ども・子育て本部
参事官 (子ども・子育て支援担当) 付

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
1	利用者負担額	利用者負担額を日割り計算により減免した分は、誰が負担するのでしょうか。	通常の施設型給付費等の負担割合により負担することとなります。	
2	利用者負担額	利用者負担額の日割り計算ができる臨時休園等とはどのような場合でしょうか。	利用者負担額の日割り計算は、市区町村の要請・同意により保育所等を休園した場合や市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合等に可能であり、例えば、以下の場合が考えられます。 ①子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合 ②地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合 ③保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から登園回避の要請・同意を行った場合 ④小中高の全国一斉休業に伴い、保育士の数が少ない中で、小学生の子どもを見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合	
3	利用者負担額	緊急事態宣言が発出されたことを受け、都道府県知事から施設管理者等に保育所等の使用の制限等が要請された場合、利用者負担額の日割り計算の対象となるのでしょうか。	緊急事態宣言を受け、都道府県知事が施設管理者等に休園等を要請し、当該要請を受けて市区町村の判断により保育所等を休園等(全部休園、一部休園、登園自粛要請)した場合にも、2同様、利用者負担額の日割り計算の対象となります。	4月7日追加
4	利用者負担額	現在育休取得中であり、復職を予定していたが、登園自粛要請により当面の間育休を延長して家庭において保育をすることになった場合、入園時期及び利用者負担額はどのようなのでしょうか。	今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う育休延長等の場合、保護者や子どもの責めに帰することのできない事情による育休延長であることに鑑み、機械的に利用調整を行うのではなく、柔軟な取扱いとすることが考えられます。 例えば、3月入園予定のところ、市区町村等からの登園自粛要請に応じるために3月の間育休を延長して家庭で保育し、4月から施設を利用するなどの場合、手続き上は3月に入園していただき、3月の利用者負担額については日割り計算とする(1日も登園しなかった場合は利用者負担額なし)という方法をとることも可能です。 なお、必要性認定について、職権による認定の有効期間の変更等を行うことを必要とするものではありません。	3月6日追加
4-2	利用者負担額	登園自粛要請等により施設を利用できない場合においても保育に関する給付が支給されることから、育児休業給付金の支給と重複する場合があります。この場合、併給調整がなされるのでしょうか。	両給付間において、併給調整は行いません。	4月14日追加
5	利用者負担額	臨時休園等した場合に、自治体の判断で利用料を日割りしないということは可能ですか。	今般の新型コロナウイルス感染症対策における利用者負担額の日割りについては、子ども・子育て支援法施行令第24条第2項に基づくものであり、自治体の裁量で日割りしないことはできません。	3月12日追加

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
6	利用者負担額	広域利用により、登園自粛要請していない市(A市)に居住する子どもが、登園自粛要請している市(B市)の園に通っている場合、A市の子どもの利用者負担額の取扱いはどうなるのでしょうか。	登園自粛要請を受けている場合は、日割り計算の対象となりますが、保育の実施主体は居住地の市町村になるため、市町村間で調整の対応をお願いいたします。	3月12日追加
7	利用者負担額	登園自粛要請期間中の登園しなかった理由について把握する必要がありますか。	市町村は各園に照会するなど、登園自粛要請期間に登園しなかった日数の把握を行ってください。その際、具体的に理由まで把握する必要はありません。	3月12日追加
7-2	利用者負担額 (上乗せ徴収)	特定教育・保育施設の上乗せ徴収(特定保育料)については、幼児教育・保育の無償化後も徴収が行われていますが、特定保育料は保護者に返還する必要がありますか。	特定教育・保育施設における上乗せ徴収(特定保育料)の取扱いについては、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱いについては保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくようお願いいたします。 なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、特定保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要な費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等中の特定保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。	4月14日追加
7-3	利用者負担額 (給食費・通園送迎費等)	今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点から臨時休業等を行う場合、臨時休業等期間中における保育料以外の徴収金(給食費・通園送迎費等)の取扱いはどのように考えたらよいでしょうか。	給食費・通園送迎費等といった、保育料以外の徴収金については、当該徴収金に対応した物品の購入や役務の提供等に係る費用の発生状況を踏まえつつ、臨時休業等に伴い当該費用が縮減される場合には、徴収額の減額等を行うことが考えられます。例えば、給食費について、臨時休業等が長期にわたる場合等で、給食に係る食材の調達量や配食計画の見直し等により費用が縮減できた場合には、徴収額の減額等を行い保護者の負担軽減を図ることが考えられます。 参考:「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)」のNo.12-14	4月14日修正
8	公定価格	小中高の全国一斉休業の要請を踏まえ、学校の休校に伴い、保護者である保育士が出勤できなかった場合、当該保育士の給与はどうなるのでしょうか。	保育所等に対しては、通常どおり給付費を支給します。	
9	公定価格	職員が発熱等により出勤できない場合や他の保育所等へ職員を派遣することにより「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準を下回った場合の給付費の支出はどうなるのでしょうか。	公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することになるため、例えば、3歳児配置改善加算やチーム保育推進加算など、職員を加配することを要件としている加算の場合も通常どおり支給します。	

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
10	公定価格	臨時休園等により、各種加算の要件を満たせない場合の加算の取扱いはどうなるのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の加算については、通常どおり支給します。	3月12日追加
10-2	公定価格	新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休園等により、加減調整・乗除調整部分の要件に当てはまる状態となった場合の加減調整・乗除調整部分の取扱いはどうなるのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の、加減調整・乗除調整の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断します。 したがって、例えば、 ・本来土曜保育を行う保育所が新型コロナウイルス感染症の対応のため土曜日に閉所する場合、「土曜日に閉所する場合」の減額調整においては当該土曜日について開所しているものとして取り扱う ・発熱等により出勤できない職員の業務を施設長が代わりに行っている場合、「施設長が配置されている場合」の減額調整においては専従として取り扱うこととなります。	4月14日追加
10-3	公定価格	令和2年4月以降、臨時休園等の期間中の施設型給付費等の取扱いに変更はあるのでしょうか。	令和2年4月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設型給付費等については、通常どおり支給します。 また、各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについても同様に、臨時休園等により各種加算の要件を満たせない場合等であっても通常通り支給します。	4月14日追加
11	公定価格 (給食実施加算)	給食実施加算の加算額の算定にあたっては、「週当たり実施日数」は修業期間中の平均的な月あたり実施日数を4(週)で除して算出することとなっていますが、臨時休園等によって「週当たり実施日数」を減少させる必要がありますか。	臨時休園等によって「週当たり実施日数」を減少させる必要はありません。	3月12日追加
12	公定価格 (副食費徴収免除加算)	臨時休園等している場合の副食費徴収免除加算(1号、2号)の算定はどのように考えれば良いのでしょうか。	臨時休園等の間であっても、通常どおり給食実施日として加算額を算定することとなります。	3月12日追加

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
13	施設等利用費 (臨時休業等の理由)	幼稚園(新制度に移行していない)及び認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合の「子育てのための施設等利用給付」の取扱いについては、園側の判断により予防的措置として臨時休業等している場合も含まれますか。	今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業・臨時休園等であれば対象となります。	
14	施設等利用費 (預かり保育事業の支給上限額の算出)	預かり保育事業の支給上限額算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業等期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むとありますが、この「預かり保育の提供予定の日数」とは、保護者が利用を予定していた日数を指すのでしょうか。	「預かり保育の提供予定の日数」とは、臨時休業等を行う当該園において、臨時休業等がなければ当該預かり保育事業を実施する予定としていた日数を指します。	
15	施設等利用費 (預かり保育事業の支給上限額の算出)	臨時休業等期間を含む月の預かり保育事業の支給上限額の算出は、「その月の預かり保育事業の日数」に「臨時休業期間中における預かり保育事業の提供予定の日数」を加えて算出することとなるのでしょうか。 また、これは転出入がない場合も同様でしょうか。	お見込みのとおりです。 臨時休業等期間を含む月における預かり保育事業の支給上限額は、「450円×(その月の臨時休業等前後の期間において預かり保育事業を利用した日数+臨時休業等期間中における当該園において預かり保育事業を提供することを予定していた日数)」により算出し、実際に支払った預かり保育事業に係る利用料と比較していずれか低い方を支給してください。 また、この取扱いは転出入を伴わない場合も同様です。	
16	施設等利用費 (支給上限額)	幼稚園(新制度に移行していない)は臨時休業するが当該園で預かり保育事業のみ実施する場合、施設等利用給付第2号認定もしくは教育・保育給付第2号認定を受けていれば、3.7万円まで施設等利用費が支給されますか。	幼稚園に在籍していることにより2.57万円の施設等利用費の支給を受けていることとなるため、ご質問のような場合の預かり保育事業に係る支給上限額は1.13万円となります。	
17	施設等利用費 (臨時休業等を行った場合の副食費の取扱い)	今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点から新制度に移行していない幼稚園において臨時休業等を行う場合の副食費の補足給付事業の取扱いについては、変更があるでしょうか。	幼稚園等における副食費の補足給付事業については、その事業実施方法を出来る限り市町村の裁量に委ねることとしておりますが、月額4,500円を上限に補助を行うという国で示している実施要綱の内容に変更はありません。国で示している実施要綱どおりに事業を実施されている自治体においては、仮に臨時休業等により当該月の副食費の徴収額が減額された場合、減額後の料金と補助上限額を比較していずれか低い方を補助することとなります。	3月12日追加

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
18	施設等利用費 (臨時休業した幼稚園の教育標準時間における預かり保育事業の利用料について)	<p>今般の新型コロナウイルス感染症対策として、幼稚園が休園し教育標準時間部分の園児に対する活動を休止する一方で、預かりが必要な幼児に対して、午前中から預かり保育事業を実施するような場合、幼稚園が徴収する預かり保育事業の利用料についてどのように扱うべきですか。</p>	<p>【新制度の幼稚園(「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」を受給)の場合】 幼稚園については、保育所と同様、家に一人で行うことができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることを踏まえ、全国一斉の休業の要請は行わないこととしている中で、地域の実情に応じて自主的に臨時休園とを実施する場合であっても、保育を必要とする子供のや自由登園とする場合があり、その際の受け皿として預かり保育事業の長時間化(夏休みと同様に、早朝・夕方の預かりに加えて教育時間相当部分も開所する等)を行っているで対応している事例も見受けられます。</p> <p>幼稚園教諭の職務は園児と直接向き合うものに限らず、指導計画の作成、教材準備、園内研修など様々な業務があることに加え、休業する場合であっても指導計画や卒園式・入園式等の抜本の見直し、園内の消毒・衛生管理体制の強化など新たな業務も想定されることから、今回の感染防止対策を理由として臨時休業とする場合であっても、基本的に勤務は継続されると考えられることなどを踏まえ、教育・保育給付や施設等利用給付は通常どおり取り扱うこととしております。</p> <p>その上で、預かり保育事業を長時間化させる場合、預かり保育事業担当職員分の人件費など運営費が増えることも想定されますが、今般のコロナウイルス感染症問題の影響により子育て世帯等の収入減や経済的負担増加への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、教育・保育給付で配置している教育課程担当の教員の勤務時間の一部を今般の休園期間中における預かり保育事業の増時間分(教育時間相当部分等)に充てることなどにより、教育時間相当部分に係る預かり保育事業の費用を徴収しないなど、可能な限り追加的な利用者負担の増加を抑制するよう御配慮いただくことが望ましいと考えられます。</p> <p>上記の取組を可能とするため、今回の臨時休業中の「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」に係る単価は長期休業日単価を適用するとともに、今回の臨時休業期間に限る特例的な措置として、臨時休業期間中の「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の教育時間相当部分に係る担当職員として、幼稚園における学級担任や講師等を充てることは差し支えないこととします。 なお、臨時休業期間中の「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の教育時間相当部分に係る担当職員として幼稚園における学級担任や講師等を充てる際に、人件費等に追加的な費用が生じる場合(例えば短時間勤務職員の労働時間を増やす、担当する学級担任への追加的な手当を支給するなど)には当該費用を「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の費用として算入して構いません。 一方で、追加的な費用が生じない場合は、公定価格との二重給付を避けるため、教育時間相当部分に係る担当職員の人件費は「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の費用として算入することはできないことに御留意ください。</p> <p>【上記以外の幼稚園の場合】 私学助成を受ける幼稚園については、各都道府県の補助要綱により休業に伴う運営費の影響が異なるため、各都道府県私立学校主管課にお問い合わせいただく必要がありますが、①臨時休業に伴う私学助成等の減額がない ②教育課程担当職員が預かり保育事業を担当することが補助要綱上許容されている場合には、預かり保育事業の長時間化に伴う費用の増加や受給している運営費助成の額を比較して追加的な費用負担が生じない場合には、新制度の幼稚園と同様に教育時間相当部分の費用を徴収しないなど、追加的な利用者負担の増加を抑制するよう御配慮いただきたく考えています。</p>	3月12日追加 4月14日時点更新

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
19	施設等利用費 (令和2年4月以降の取扱いについて)	令和2年4月以降、臨時休園等の期間中の施設等利用費の取扱いに変更はあるのでしょうか。	令和2年4月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設等利用費については、臨時休園等期間中に係る利用料を減算することなく支給を行うこととして差し支えありません。 (※令和2年2月27日付「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて(事務連絡)」における取扱いを継続。)	4月14日追加
20	施設等利用費 (支給上限額を超える保育料についての取扱い)	幼稚園(新制度に移行していない)及び認可外保育施設においては、新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合であっても、「子育てのための施設等利用給付」(幼稚園は上限月額2.57万円、認可外保育施設は上限月額3.7万円)が引き続き支給されることですが、支給上限額を超える保育料についてはどのような扱いが考えられますか。	幼稚園(新制度に移行していない)及び認可外保育施設における施設等利用給付の支給上限額を超える保育料の取扱いについては、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱いについては保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくようお願いいたします。 なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要な費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等期間中の保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。	4月14日追加
21	施設等利用費 (臨時休業等により預かり保育事業の提供日数が減少した場合の認可外保育施設等の取扱いについて)	年度当初の計画では預かり保育事業が年間200日以上かつ1日8時間以上実施予定であった幼稚園の利用者は、通常であれば預かり保育事業に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても施設等利用費の支給対象となりませんが、今般の新型コロナウイルス感染症対策による幼稚園等の臨時休業等に伴って、当該園における預かり保育事業の提供日数が減少した場合はどのように考えれば良いですか。 具体的には、上記の例において、臨時休業等に伴って預かり保育事業の実施した実績日数が年間200日を下回ることとなった場合、当該利用者が施設等利用給付第2号認定を受けていれば、認可外保育施設等を利用した場合の利用料について1.13万円まで施設等利用費が支給されますか。	前提として、幼稚園(認定こども園、特別支援学校含む)の在園児向けに実施している預かり保育事業については、各園での提供状況が ①年間200日以上かつ1日8時間以上であれば、 「幼稚園(2.57万円)＋預かり保育事業(2号:1.13万円/3号:1.63万円)」が施設等利用費の対象 ②年間200日未満又は1日8時間未満であれば、 「幼稚園(2.57万円)＋預かり保育事業＋認可外保育施設等(2号:1.13万円/3号:1.63万円)」が施設等利用費の対象となります。(子ども・子育て支援法施行規則第28条の18) 上記、①又は②のいずれの施設であるかは、施設所在市町村が行う「公示」項目に含まれており(子ども・子育て支援法施行規則第53条の6)、①か②の判断方法については、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)」のNo.7-7において「年度開始前に予定している年間計画で判断」する旨を周知しているところです。 今般の新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等により開業日数が減少するため、1日当たりの時間が8時間を下回るか、1年当たりの提供日数が200日を下回るとして、①として公示されている施設が、②の施設に該当するようになった場合、年間計画が変更になったとして市町村の判断により②の施設であると改めて「公示」することにより、認可外保育施設等の利用料も上限額の範囲内(2号:1.13万円/3号:1.63万円)で無償化の対象となります。	4月14日追加